

新旧対照表

新	旧												
<p><b>第1条関係</b> 羽曳野市表彰条例</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第7条 第2条に規定する表彰は、<u>羽曳野市表彰審査委員会(以下「委員会」という。)</u>の審査を経て市長が行う。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(表彰審査委員会)</p> <p>第8条 <u>市長の諮問に応じ、被表彰者の適正な審査を行うため、委員会を置く。</u></p> <p>2 <u>委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第9条 省略 第10条 省略 第11条 省略 第12条 省略 第13条 省略 第14条 省略 以下省略</p>	<p><b>第1条関係</b> 羽曳野市表彰条例</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第7条 第2条に規定する表彰は、<u>表彰審査委員会</u>の審査を経て市長が行う。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第8条 省略 第9条 省略 第10条 省略 第11条 省略 第12条 省略 第13条 省略 以下省略</p>												
<p><b>第2条関係</b> 執行機関の附属機関に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、本市に<u>別表に掲げる</u>執行機関の附属機関を置く。</p>	<p><b>第2条関係</b> 執行機関の附属機関に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、本市に<u>次の</u>執行機関の附属機関を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関の属する執行機関</th> <th style="text-align: center;">附属機関の名称</th> <th style="text-align: center;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: center;"><u>羽曳野市総合基本計画審議会</u></td> <td style="text-align: center;"><u>市の総合基本計画審議に関する事項</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: center;"><u>羽曳野市特別職報酬等審議会</u></td> <td style="text-align: center;"><u>特別職の報酬等の額についての調査審議に関する事項</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: center;"><u>羽曳野市住居表示審議会</u></td> <td style="text-align: center;"><u>住居表示についての調査、審議に関する</u></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	市長	<u>羽曳野市総合基本計画審議会</u>	<u>市の総合基本計画審議に関する事項</u>	市長	<u>羽曳野市特別職報酬等審議会</u>	<u>特別職の報酬等の額についての調査審議に関する事項</u>	市長	<u>羽曳野市住居表示審議会</u>	<u>住居表示についての調査、審議に関する</u>
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務											
市長	<u>羽曳野市総合基本計画審議会</u>	<u>市の総合基本計画審議に関する事項</u>											
市長	<u>羽曳野市特別職報酬等審議会</u>	<u>特別職の報酬等の額についての調査審議に関する事項</u>											
市長	<u>羽曳野市住居表示審議会</u>	<u>住居表示についての調査、審議に関する</u>											

(委任)

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附則 省略

別表(第 2 条関係)

1 市長の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
羽曳野市特別職報酬等審議会	特別職の報酬等の額についての調査、審議等に関する事項
羽曳野市総合基本計画審議会	市の総合基本計画についての審議等に関する事項
羽曳野市建設事業再評価委員会	市が実施する国土交通省所管補助建設事業についての審議等に関する事項
羽曳野市地域福祉推進委員会	市の福祉事業に係る計画についての審議等に関する事項
羽曳野市社会福祉法人設立認可等審査会	社会福祉法人の設立の認可等及び認可外保育園の運営等についての審査、審議等に関する事項
羽曳野市子ども夢プラン推進委員会	次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく市の計画の策定、推進、進捗状況等についての調査、審議等に関する事項
羽曳野市地域	地域密着型サービス事業

		事項
市長	羽曳野市同和対策総合計画実施推進協議会	同和対策総合計画事業実施についての協議に関する事項
市長	羽曳野市小企業事業資金融資審査委員会	小企業事業資金融資の調査、審査に関する事項
市長	羽曳野市地域福祉推進委員会	市の福祉事業に係る計画の審議に関する事項

(委任)

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関について必要な事項は、市長が別に定める。

附則 省略

密着型サービス事業者選定委員会	及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業者の公募基準の作成及び選定についての審査等に関する事項
羽曳野市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホーム入所措置等の要否の判定についての審査等に関する事項
羽曳野市予防接種健康被害事故調査委員会	市が実施した予防接種により発生した健康被害に関する医学的見地についての調査、審議等に関する事項
羽曳野市健康づくり推進協議会	市民に密着した総合的な健康づくりの推進についての審議等に関する事項
羽曳野市住居表示審議会	市の住居表示についての調査、審議等に関する事項
羽曳野市同和対策総合計画実施推進協議会	市の同和対策総合計画事業の実施についての審議等に関する事項
羽曳野市男女共同参画推進協議会	市の男女共同参画推進に係る計画及び男女共同参画社会の形成の推進についての審議等に関する事項
羽曳野市バリアフリー基本構想協議会	市のバリアフリー基本構想の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整等に関する事項

## 2 教育委員会の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
羽曳野市教育委員会評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての評価、審議等に関する事項
羽曳野市立幼小中学校園校区審議会	市立幼稚園、小学校及び中学校の新設又は移転若しくは通園学区域についての調査、審議等に関する事項

<p>羽曳野市教科 用図書選定委 員会</p>	<p><u>る事項</u> 市立小学校及び中学校に おいて使用する教科用図 書及びその採択について の調査研究、審議等に関 する事項</p>	
<p>羽曳野市子ど も読書活動推 進委員会</p>	<p>羽曳野市子ども読書活動 推進計画の策定、進捗状 況の検証及び効果的な推 進についての審議等に関 する事項</p>	
<p><u>第3条関係</u></p>	<p>羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等 に関する条例</p>	<p><u>第3条関係</u></p>
<p>(指定管理者の指定)</p>	<p>第5条 1・2 省略</p>	<p>羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等 に関する条例</p>
<p>3 市長等は、候補者の選定をしようとするとき は、<u>羽曳野市指定管理者選定等委員会(以下 「委員会」という。)に諮問するものとする。</u></p>	<p>(指定管理者選定等委員会)</p>	<p>(指定管理者の指定)</p>
<p>第6条 <u>指定管理者の候補者の選定、指定管理 者の行った指定管理業務の評価等についての 審査、審議等を行うため、委員会を置く。</u></p>	<p>3 市長等は、候補者の選定に当たり必要がある と認めるときは、<u>専門的知識を有する者等の 意見を聴くことができる。</u></p>	<p>第5条 1・2 省略</p>
<p>2 <u>委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 規則で定める。</u></p>	<p>第6条 省略</p>	<p>第5条 1・2 省略</p>
<p>第7条 省略</p>	<p>第7条 省略</p>	<p>3 市長等は、候補者の選定に当たり必要がある と認めるときは、<u>専門的知識を有する者等の 意見を聴くことができる。</u></p>
<p>第8条 省略</p>	<p>第8条 省略</p>	<p>第6条 省略</p>
<p>第9条 省略</p>	<p>第9条 省略</p>	<p>第7条 省略</p>
<p>第10条 省略</p>	<p>第10条 省略</p>	<p>第8条 省略</p>
<p>第11条 省略</p>	<p>第11条 省略</p>	<p>第9条 省略</p>
<p>第12条 省略</p>	<p>第12条 省略</p>	<p>第10条 省略</p>
<p>(秘密保持義務)</p>	<p>(秘密保持義務)</p>	<p>第11条 省略</p>
<p>第13条 1 省略</p>	<p>第12条 省略</p>	<p>第10条 省略</p>
<p>2 <u>委員会の委員は、審査、審議等の過程におい て知り得た情報を他に漏らし、又は自己の目 的のために利用してはならない。その職を退 いた後も同様とする。</u></p>	<p>第13条 省略</p>	<p>第11条 省略</p>
<p>第14条 省略</p>	<p>第14条 省略</p>	<p>第12条 省略</p>
<p>第15条 省略</p>	<p>以下省略</p>	<p>第13条 省略</p>
<p>以下省略</p>	<p>以下省略</p>	<p>第14条 省略</p>

<p><u>第4条関係</u> 羽曳野市人権条例</p> <p><u>(人権審議会)</u> 第5条 この条例の目的を達成するため、<u>羽曳野市人権審議会(以下「審議会」という。)</u>を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>以下省略</p>	<p><u>第4条関係</u> 羽曳野市人権条例</p> <p><u>(審議会)</u> 第5条 この条例の目的を達成するため、<u>審議会</u>を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>
<p><u>第5条関係</u> 羽曳野市立児童館条例</p> <p>第8条 省略 <u>(児童館運営委員会)</u></p> <p>第9条 <u>児童館の運営について審議するため、児童館に羽曳野市児童館運営委員会(以下「運営委員会」という。)</u>を置く。</p> <p>2 <u>運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第10条 省略 以下省略</p>	<p><u>第5条関係</u> 羽曳野市立児童館条例</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略 以下省略</p>